

中津川市指定管理者制度の導入に関する基本指針

平成 20 年 12 月 15 日制定

平成 24 年 3 月 31 日改定

平成 25 年 2 月 15 日改定

平成 28 年 7 月 21 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 指定管理者制度の導入時における基準（第 3 条―第 6 条）

第 3 章 指定管理者選定の基準及び手続（第 7 条―第 12 条）

第 4 章 指定管理者との協定の締結（第 13 条―第 17 条）

第 5 章 雑則（第 18 条）

附則

公の施設の管理については、施設の設置目的を踏まえながら、行政責任の確保に留意する必要がある。中津川市としては利用者である市民へのサービス向上及び効率的な管理運営のあり方を総合的に検討し、現状において、指定管理しているもの又は直営のもの全てにおいて、今後いかなる管理をしていくかを判断しなければならない。

このことから、指定管理者制度の運用に当たって、各施設に固有の設置目的を明確化した上で、その効果的かつ効率的な達成を目指すことを管理手法として確立する。

また、指定管理者制度を単に施設の管理を行う管理手法でなく、明確化された目的の達成を目指すための手法として位置づけ、運用していくことを基本姿勢とする。

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この基本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせること（以下「指定管理者制度」という。）に関する基本的事項を定める。

（指定管理者制度を導入する際の原則）

第 2 条 指定管理者制度を導入する際は、次の原則を遵守するものとする。

- (1) 指定管理者制度の導入は、市民サービスの維持及び向上を図るとともに、事業の効率化のため、行うものとする。
- (2) 指定管理者制度の実施に際しては、官民の対等なパートナーシップの下、施設設置者である市及び実施者である指定管理者の適切なリスク分担を図らなければならない。
- (3) 指定管理者制度の実施に際しては、事業者間の公平かつ公正な競争条件を確保しなければならない。
- (4) 指定管理者制度の実施に際しては、指定管理者の経験及び知識の活用並びに創意工夫により管理運営経費削減を図るものとする。
- (5) 指定管理者制度に係る公の施設、制度、手続等に関する情報は、個人情報に該当するもの、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を除いて、公開するよう努めなければならない。

第2章 指定管理者制度の導入時における基準

(指定管理の対象施設)

第3条 中津川市においては、全ての公の施設について指定管理者制度の導入を検討するものとする。

ただし、次に掲げる公の施設は除く。

- (1) 道路（道路法（昭和27年法律第180号に規定する道路をいう。）及び河川（河川法（昭和39年法律第167号に規定する河川をいう。））
- (2) 学校（学校教育法〔昭和22年法律第26号に規定する学校をいう。））
- (3) 概ね5年以内に廃止を予定している施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、他の法令等において管理主体が限定されているもの

(指定管理者制度の導入時における手続)

第4条 指定管理者制度を新たに導入しようとするときは、当該公の施設を所管する部長（以下「施設所管部長」という。）が、中津川市公の施設の指定管理者選定委員会の設置に関する要綱（平成20年12月15日決裁）に定める中津川市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「指定管理者選定委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）と協議し、条例の改正その他必要な手続を行う。

(指定管理者の公募又は非公募の判断基準)

第5条 指定管理者の選考は、原則として公募による選考方法で行うものとする。ただし、公の施設の設置目的を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが適当であると認める次に掲げる公の施設は、公募による選考方法によらず、特定の団体に指定管理させることができる。

- (1) 地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に管理を委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設
- (2) 市政と一体性が強く、市の強い関与を必要とするなど、特定の団体に管理運営を行わせることが適当と認められる施設
- (3) 様々な制約により、公共の業務をその外部の機関に行わせるのが適当として設置した外郭団体が、管理運営している施設

2 前項の規定により、公募を行わないときは、市は非公募の必要性、効果及び効率性を検証し、市民に説明しなければならない。

(指定管理者への創意工夫を支援するための措置)

第6条 市は、利用者に対するサービスの向上のため、指定管理者の創意工夫を支援するための次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 利用料金制の導入
- (2) 利用日の増加及び利用時間の延長の弾力化
- (3) 指定管理者による施設設備の設置又は修繕の申し出への柔軟な対応
- (4) 指定に係る公の施設の行政財産の使用許可の弾力化
- (5) その他指定管理者からの提案に対する柔軟な対応

2 前項の措置を行うため、公の施設の所管部長は、指定管理者（指定管理者の指定を受けようとする者を含む。）の意見を聴かなければならない。

第3章 指定管理者選定の基準及び手続

(指定管理者の申請者要件)

第7条 指定管理者の申請者となることができるものは、法人その他の団体で、当該施設の管理運営を行ううえで、人的かつ財産的な管理能力を有し、次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある場合はその処分の日から2年以上経過していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定の適用を受けたことがある場合は、更生手続又は再生手続を終了していること。
- (4) 中津川市から競争入札に係る指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団及びその統制下にある団体又は構成員でないこと。
- (6) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体又は構成員でないこと。
- (7) 税を滞納していないこと。
- (8) 中津川市に対して債務不履行がないこと（前号を除く）。
- (9) 市長、副市長、中津川市議会議員及び第9条に規定する指定管理者選定委員会の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が、会長、副会長、社長、代表取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他のこれに準ずる常勤の役員に就任していないこと（ただし、市長又は市議会議員が無限責任社員等で、中津川市が資本金、基本金その他これらに準ずるもので2分の1以上を出資している法人及び外郭団体は除く。）。
- (10) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的としないこと。
- (11) 政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反対することを目的としないこと。

2 前項の要件に加え、施設の性格、規模、機能等を考慮して、必要に応じて事務所の所在地に関する制限を設けることができる。

（指定管理者の選定基準）

第8条 指定管理者の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 住民の平等利用の確保が図られること。
- (2) 施設の効用が発揮されるものであること。
- (3) 施設の運営方針及び業績目標が明確なものであること。
- (4) 管理経費の削減につながるものであること。
- (5) 指定管理者が管理を安定して行う物的、人的及び財政的能力があること。

2 前項に掲げるもののほか、施設の設置目的等に応じ、次に掲げる事項を加えることができる。

- (1) 利用者アンケート等によるニーズを反映させる事業に係る事項
- (2) 施設の効果的な広報に係る項目又は各種施策との連携に係る事項
- (3) ボランティア又はNPOとの協働に係る事項
- (4) その他指定管理者の申請者間の公平性を損なわない範囲において必要な事項

（指定管理者の選定）

第9条 指定管理者の選定は、指定管理者選定委員会において行うものとする。

（指定期間）

第10条 指定管理者の指定期間は、原則として3年とする。ただし、公の施設の設置目的及び専門性を有する施設である等の理由により、指定期間を3年より長くし、又は短くしようとするときは、当該公の施設所管部長は、委員長と協議しなければならない。

(選定基準及び選定結果の公表)

第11条 公の施設の所管部長は、指定管理者の選定に当たっては、市ホームページへの掲載その他の方法により選定基準及び選定の結果を公表するものとする。

(指定取消しの場合等の例外規定)

第12条 指定管理者の指定が取り消された場合又は指定管理者の公募を行ったが応募がなかった場合において、市は当該公の施設に関し、非公募による指定管理者の選定をし、又は市による直接管理をすることができるものとする。

第4章 指定管理者との協定の締結

(協定の目的)

第13条 指定管理者と市が相互に協力し、当該公の施設を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的として、協定を締結する。

(基本協定と年度協定)

第14条 協定書は、指定期間全体に関する基本協定及び年度ごとの年度協定とする。

2 基本協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 総則
- (2) 本業務の範囲及び実施条件
- (3) 本業務の実施
- (4) 備品等の扱い
- (5) 業務実施に係る発注者の確認事項
- (6) 指定管理料及び利用料金
- (7) 損害賠償及び不可抗力
- (8) 指定期間の満了
- (9) 指定期間満了以前の指定の取消し
- (10) その他
- (11) 用語の定義
- (12) 管理物件
- (13) 添付資料（業務仕様書）

3 年度協定の内容は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 年度協定の期間
- (2) 指定管理料の金額や支払いに関する事項

(指定管理者の提供する市民サービス水準の監視体制)

第15条 指定管理者の提供する市民サービス水準の監視体制は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者による自己チェック
ア 日報の作成（毎日）

- イ 月次報告書の作成及び提出（毎月）
- ウ 年次報告書の作成及び提出（年度終了時）
- エ 施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（随時及び年度終了時）
- オ 利用者アンケートの実施及び結果報告（随時）
- カ 事故、苦情等の記録作成及び報告（発生時）
- (2) 施設所管部長等による監視
 - ア 月次報告書による業務の履行の確認（毎月）
 - イ その他の報告書のチェック（提出時）
 - ウ 随時の施設立入確認（毎月～毎4半期）
 - エ 年次報告書による業務の履行の確認及びサービス内容の評価並びに指定管理者の経理状況の検査（年度終了時）
 - オ 施設の運営方針及び業績目標の進捗状況の確認（年度終了時）
 - カ 指定管理者評価シートの作成（年度終了時）
 - キ 指定管理者への指示（随時）
 - ク 事故等発生時の施設立入確認（発生時）

（指定管理者選定委員会による事後評価）

- 第16条** 指定管理者選定委員会は、毎年度、施設所管部長が作成する指定管理者評価シート、指定管理者が提出した報告書等に基づき、指定管理者の業務の履行、提供されたサービス内容その他の管理運営の状況及び指定管理者の経理状況について評価を行うものとする。この場合において、委員長は、評価の基準を明確にしておかなければならない。
- 2** 委員長は、指定管理者選定委員会の評価結果を踏まえ、基本協定書の改正、翌年度の年度協定書への反映、指定管理者への改善指示その他の必要な措置を行わなければならない。

（指定管理者制度導入施設のマネジメントシステム）

- 第17条** 市及び指定管理者は、指定管理者制度を導入している公の施設について、別図に定める指定期間と年度ごとの二つの期間のPDCAサイクルにより、当該公の施設の管理運営の持続的かつ継続的改善を目指すものとする。

第5章 雑則

（細目）

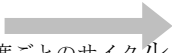
- 第18条** この指針に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この指針は、平成25年2月15日から施行する。

別図（第 17 条関係）

指定管理者制度導入施設のマネジメントシステム

 指定期間ごとのサイクル
 年度ごとのサイクル

